

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

株主への香典

Q : 当社では、社内の規定により、持株数が一定数以上の株主については、従業員と同様に香典を支出することにしました。

この費用は、福利厚生費として処理してよいのでしょうか。

A : 株主への香典は、福利厚生費ではなく交際費になります。

【解説】

法人が、役員及び使用人又はその親族等の慶弔禍福に際し、一定の基準に従って支出する費用は、福利厚生費とされます。

しかし、得意先、仕入先等社外の者の慶弔禍福に際して金品を支出した場合は、福利厚生費とは認められず、交際費に該当することになります。

したがって、ご質問のように株主に対して支出した香典は、福利厚生費ではなく交際費となります。

ちなみに、所得税法では、法人の株主等がその株主である地位に基づいてその法人から受ける経済的な利益のうち、利益処分によるものは配当所得とし、その他は雑所得とすることとして取り扱われています。

ただし、それが葬祭料、香典又は災害等の見舞金で、その金額がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係等に照らし社会通念上相当と認められるものについては、課税しないものとされています。

